

最終更新日：2010年3月31日
ジャパンインベスト・グループ・ピー・エル・シー
最高経営責任者（CEO）ルパート・イーストウッド
問合せ先：財務部長 津金美紀子 03-6402-7660
<http://www.japaninvest.co.jp>
証券コード：3827

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループのリスクを正確に把握しその発生を未然に防ぎ又は適切に情報を開示することを目指し、当社の附属定款及びその他の内部規程に従い、当社グループの現在の内部統制及び情報開示体制を構築しております。

2. 資本構成

【大株主の状況】（2009年12月31日現在）

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ルパート・イーストウッド	14,357	20.4%
マーク・バージズ ワトソン	11,059	15.7%
マーク・ブラウン	3,500	5.0%
サイモン・ペラム	2,420	3.4%
アソル・アドミニストレーション・リミテッド &アソル・ノミニエー・リミテッド	2,220	3.1%
ニシハラ サトル	2,215	3.1%
キャロライン・ナゲーレ	2,130	3.0%
マイケル・トレース	1,710	2.4%
ウイリアム・ネスタック	1,631	2.3%
ロデリック・ルーカス	1,600	2.3%
ジェニファー・ロビンソン	1,600	2.3%

3. 企業属性（2009年12月31日現在）

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ 外国株
決算期	12月
業種	情報・通信業
（連結）従業員数	100人未満
（連結）売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は英国会社法及び当社定款により当社のコーポレート・ガバナンスを構築しておりますが、株主が取締役を選任する権限、配当の決定に関与する権限、又は帳簿の閲覧請求権などにおいて、日本の会社法が株主に与えている権利に比して、当社株主の権利又は監督が弱いことがあります。

また、当社は、英国、米国、日本及び香港にそれぞれ子会社を有し、連結子会社の監督及び統制を行う立場にありますが、当社は英国に本拠を有する外国会社であり、当社経営陣の多くは英国に在住しており、英国以外の子会社の監督及び統制は地理的な事情による一定の制約を伴います。そのため、当該子会社に対するコーポレート・ガバナンスが、国内の在外子会社を有さない会社等に比し、十分に及ばない可能性があります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社型
------	----------

【取締役関係】

取締役会の議長	最高経営責任者（CEO）
取締役の人数	5名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役会の人数	2名
-----------	----

・ 会社との関係 (1)

氏名	属性	会社との関係 (※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
ジュリー・クラドック	他の会社の出身者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マイケル・トーマス	他の会社の出身者	-	-	-	○	-	-	-	-	-

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

・ 会社との関係 (2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
ジュリー・クラドック	-	アジア地域における投資銀行業務に関する豊富な経験を有しており、当該地域特有の法規制や許認可や、機関投資家の動向なども含めて当社グループの業務について造詣が深いため。 なお、当社社外取締役であるジュリー・クラドックは、当社から受領する取締役報酬及び当社の株式の保有を除いて、当社の経営から独立し、また独立した判断をすることについて重要な障害となるような当社との取引や関係を一切持つておらず、社外取締役としての独立性は保た

		れていると判断しております。
マイケル・トーマス	—	<p>英国企業での日本株式の研究及び日本株式ファンドの運用についての豊富な経験を有しており、当社グループの事業内容を熟知しているため。</p> <p>なお、当社社外取締役であるマイケル・トーマスは、前職に引き続いて、ジャパンインベスト・リミテッドの顧客の株式を保有しており、そして当該顧客であるファンドのうちの1つの社外取締役として経営に参加するなど、当該顧客との一定の関係を有しております。しかしながら、当社は、マイケル・トーマスの社外取締役としての立場及び当該顧客による当社グループの収益は僅少であることから、マイケル・トーマスの社外取締役としての独立性は、当該関係によって損なわれるものではないと考えています。この結果、当社から受領する取締役報酬及び当社の株式の保有を除いて、当社の経営から独立し、また独立した判断をすることについて重要な障害となるような当社との取引や関係を一切持っておらず、社外取締役としての独立性は保たれていると判断しております。</p>

・ その他社外取締役の主な活動に関する事項

当社グループにおいて「社外取締役」とは、英国の企業統治に関する統合規範(The Combined Code on Corporate Governance)及び1992年カドバリー・レポート(The Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance)において定められる、当社から受領する取締役報酬及び当社の株式の保有を除いて、当社の経営から独立し、また独立した判断をすることについて重要な障害となるような当社との取引や関係を一切持っていない取締役を意味します。社外取締役は、当社グループに対して中立した立場から経営・業務執行を担当することにより、社内取締役によるガバナンス機能のモニタリングとその強化を担います。現在、監査委員会と報酬委員会は社外取締役のみで構成されています。

2009年度において、取締役会を15回開催したうち、社外取締役の出席状況は以下のとおりでした。

氏名	取締役会開催数	出席数	出席率
サー・ジョン・ホワイトヘッド ※1	15	6	40%
ジュリー・クラドック	15	15	100%
マイケル・トーマス ※2	15	13	86.7%

※1 サー・ジョン・ホワイトヘッドは2009年6月2日付で社外取締役を退任したため、同日以降に開催された取締役会には出席していません。

※2 マイケル・トーマスは2009年1月12日開催の取締役会において社外取締役に指名、2009年3月27日開催の株主総会で正式に社外取締役に任命されました。

【各種委員会】

- ・ 各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	—	2	2	社外取締役
報酬委員会	2	—	—	2	社外取締役
監査委員会	2	—	—	2	社外取締役

【執行役関係】

当社は、執行役制度を採用していません。

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

- ・ 監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会は、年4回外部監査人である BDO エルエルピーから監査及びレビュー結果についての報告を受け、この際に英国、米国、日本、香港の各拠点での会計レビューの結果についての報告も併せて受け、必要とされる改善点などの協議を行い CEO に提案します。また監査委員会は、必要に応じて各拠点の外部アドバイザーとも連絡を取り、法令遵守やその他グループ内でのコーポレート・ガバナンスの問題を協議し、対応策を CEO に提案します。

・ 監査委員会と内部監査部門の連携状況

当社グループの内部監査については、監査委員会に加えて専任の内部監査担当者を任命し、業務レベルでのコンプライアンスやリスク・マネジメントに関わる社内ルールの遵守の監視などを実施しています。内部監査担当者は、少なくとも年2回（※1）の包括的な内部監査プログラムをグループ内（英国、米国、日本及び香港）で実行します。内部監査担当者は、CEO に対しその内部監査結果を報告し改善策やより一層効率的な業務の運営の提言を行うと同時に、監査委員会や外部監査人と適時意見交換を行いながら全社的な内部統制システムの構築に貢献します。

※1 2009 年度においては、内部監査担当者の退職及び新任の内部監査担当者の指名等の事情により、年1回実施いたしました。

【インセンティブ関係】

<p>取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況</p>	<p>業務執行取締役の報酬は、当社グループの収益構造の一部に組み込まれています。各業務執行取締役は、年度毎に基本給と業績連動型の賞与を受領しています。</p> <p>ルパート・イーストウッド及びマーク・バーجز ワトソンは、当社グループの「パートナー」利益分配制度に基づいて、四半期毎に賞与を受領しています。「パートナー」利益分配制度では、営業収益と営業経費から報酬を控除した額との割合により、全パートナーへの賞与支給額の総額が四半期毎に決定され、両名は、各パートナーへの賞与支給額の平均額の賞与を受領します。そのため、賞与支給額は当社グループの営業成績と直接結び付いています。賞与支給総額の個別の「パートナー」（上級営業及びリサーチ職員）への配分は、収益の向上又はリサーチ件数の実績や品質等、四半期における個々の業績に基づいています。</p> <p>アレスター・ラムジィは、個人の業績や当社グループの収益性に基づき、変動賞与</p>
----------------------------------	---

	を、半年毎に受領しています。
--	----------------

- ・ 該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者	当社取締役、従業員
-----------------	-----------

- ・ 該当項目に関する補足説明

2009年12月31日時点において、当社取締役に付与されたストックオプションは以下のとおりです（2009年12月31日現在の当年度累計付与数）。

取締役	保有オプション数
アレスター・ラムジィ	800

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、事業報告書
取締役報酬の開示状況	全取締役の総額を開示

- ・ 該当項目に関する補足説明

英国会社法 234B 条により、「上場英国企業」(英国内の主要な株式市場、EU 域内の主要な株式市場、又はニューヨーク証券取引所若しくは NASDAQ に上場している企業のことを指します (詳細な定義については同法 262 (1) 条に記載) の取締役は、取締役報酬に関するレポートを作成して事業報告書 (アニュアル・レポート) の中で開示することを義務付けられています。当社グループは英国会社法上の「上場英国企業」には該当しませんが、企業経営情報についての高い透明性を実現することを目的として、上記取締役報酬の開示方法に基づいて、2009年度アニュアル・レポートに大要下記のとおり記載しています (2009年12月31日現在)。

	給与及び 手数料 (ポンド)	賞与支給額 (ポンド)	現物給付額 (ポンド) ※1	2009年度合計 (ポンド)	2008年度合計 (ポンド)
常勤取締役					
R・イーストウッド	67,500	28,864	3,391	99,755	127,647
M・E・バージズ ワトソン ※2	105,839	-	6,533	112,372	174,243
A・ラムジィ	60,000	-	3,282	63,282	83,197
島崎 亮平	-	-	-	-	35,987
非常勤取締役					
サー・J・ホワイトヘッ ド ※3	2,000	-	-	2,000	5,000
M・W・トーマス	7,500	-	-	7,500	-
J・クラドック	9,000	-	-	9,000	5,000
A・J・ブレイリー	-	-	-	-	2,000
合計	251,839	28,864	13,206	293,909	433,074
2008年度合計	349,408	68,813	14,853	433,074	

※1 諸手当は医療保険及び生命保険で構成されています。

※2 M・E・バージズ ワトソンは日本に居住しており、現地通貨にて報酬を受け取っております。したがって、上記表のポンドの数値は2009年12月31日現在の東京外国為替市場における外国為替換算レート（仲値）にて換算した数値です。

※3 サー・ジョン・ホワイトヘッドは2009年6月2日付で社外取締役を退任いたしました。

【社外取締役のサポート体制】

ジュリー・クラドックが会長を務める当社の取締役会は、2009年度は15回開催され、取締役会の前に業務執行取締役から社外取締役に対し主な戦略上及び営業上の問題について十分な説明及び資料提供を行い、事前の協議をしています。

また社外取締役は、当社の財務状況の正確性を確認したり、当社の資産の保全と不正手段やその他の事故を防止・発見するための相当な措置を講ずる責任を負うことから、必要に応じて監査委員会などを通じて、外部監査人や内部監査人と連絡をとり、情報収集を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、定款に基づき取締役会により経営・業務執行されています。取締役会は、当社グループの全般的な経営を担う者として最高経営責任者（CEO）、当社の全般的な業務執行の責任を担う最高執行責任者（COO）及び当社の財務会計を担う最高財務責任者（CFO）に、当社の業務執行を行う権限を委任しております。

また、当社定款により取締役会は、取締役及びその他の経営幹部によって構成される以下の3つの委員会に、所定の権限、機能及び裁量権を委任することを認められています。取締役会によって設立される委員会は、その委任された権限、機能及び裁量権を行使する際、取締役会が設定した規則を遵守するものとし、またその義務の履行は、常に取締役会によって監視・監督されます。

現状の体制を採用している理由は、下記3.「委員会設置会社形態を採用している理由」記載のとおりです。社外取締役は、当社グループに対して中立した立場から経営・業務執行を担当することにより、社内取締役によるガバナンス機能のモニタリングとその強化を担います。現在、監査委員会と報酬委員会は社外取締役のみで構成されています。

・ 監査委員会

取締役の職務執行の監査、当社グループ全体の内部監査並びにその他のコーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する監視・アドバイスを行う権限を有しています。

監査委員会の委員は全員社外取締役である必要があります。当社の監査委員会は、現在2名の社外取締役によって構成されています。

監査委員会は、少なくとも年4回会合を行いグループ内の①財務・会計書類及び事業報告書の監査、②内部・外部監査プロセスの監視・評価、③内部統制・リスクマネジメントに関わる社内ルールの構築、維持及び監視、④取締役による義務の履行の監視、を行いその結果や改善策を取締役会に対して報告・提言します。また取締役会の決定に基づいて、内部・外部監査プロセス全般の執行方針や改善を実行します。

監査委員会は、当社グループのすべての取締役会と委員会及びすべての重要な社内会議に出席することが望まれています。また、監査委員会は当社グループのあらゆる帳簿、計算書類及び契約書を無制限に閲覧することができます。

また内部監査については、監査委員会に加えて専任の内部監査担当者を任命し、業務レベルでのコンプライアンスやリスク・マネジメントに関わる社内ルールの遵守の監視などを実施しています。内部監査担当者は、少なくとも年2回(※1)の包括的な内部監査プログラムをグループ内(英国、米国、日本及び香港)で実行します。内部監査担当者は、CEOに対しその内部監査結果を報告し、改善策やより一層効率的な業務の運営の提言を行うと同時に、監査委員会や外部監査人と適時意見交換を行いながら全社的な内部統制システムの構築に貢献します。

外部監査については、当社の定款に従って、当社監査委員会の提案に基づき取締役会が当社の外部監査人を選任しますが、株主総会において当該選任が承認される必要があります。当社の財務諸表及び連結財務諸表は、英国監査基準に従って当該外部監査人により監査されます。当該外部監査人は、かかる財務諸表及び連結財務諸表について監査報告書を作成し株主総会に提出します。

※1 2009年度においては、内部監査担当者の退職及び新任の内部監査担当者の指名等の事情により、年1回実施いたしました。

・ 報酬委員会

報酬委員会は、取締役の勤務成績の評価、取締役の報酬内容についての決定、及びオプション制度など全社的な報酬制度について取締役会に提案する権限を有しています。報酬委員会の委員は全員社外取締役である必要があります。報酬委員会は、現在2名の社外取締役によって構成されています。

取締役の報酬は、当社の定款に従い、取締役会によって決定されますが、取締役会は、その権限を取締役会が設置した報酬委員会に委任することができます。

なお、社外取締役の報酬については取締役会で決定され、株主総会において承認を得ることが必要です。

- **指名委員会**

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定し、取締役会に提案する権限を有しています。また、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の構成員を取締役に提案する権限も有しています。委員の過半数は社外取締役によって構成する必要があります。指名委員会は、現在2名の社外取締役並びにCEO及びCOOの計4名によって構成されています。なお、2009年6月2日付けでサー・ジョン・ホワイトヘッドが退任したことにより、現時点において、指名委員会は過半数の社外取締役によって構成されておりません。この状況を改善するため、2010年度においては、COOが指名委員会の委員を退任する予定です。

当社の取締役会は、定款により指名委員会の提案を勧告し、当社取締役会が取締役を任命し、株主総会が当該任命を承認します。

さらに、当社ではCEOのもと、以下の2つの委員会が設立されています。

- **経営委員会**

経営委員会は、経営成績のモニタリングとその戦略・対応策を決定し、それに関連する経営戦略の構築とその見直しなどをCEOに提案する権限を有しています。経営委員会は、現在取締役とその他選任された経営幹部によって構成されており、CEOがその選任を行います。

経営委員会は、執行委員会又は商品委員会に対し、各グループ事業単位による日常業務に対する責任を委託しています。当該委員会の職務及び責任には、以下の事項が含まれます。(a) 事業単位の財務報告及び営業成績の再検討並びに監視 (b) 取締役会への勧告を目的とした事業戦略及び方針の策定です。また、当該委員会は取締役会での決定が必要な他の規制及び事業事項について検討・協議を行い、事業単位での抜本的な見直しの可能性及び経営動向についても、一年を通じて報告及び検討を行います。取締役は必要に応じて各委員会に参加することができますが、委員会には常任メンバーである1名以上の業務執行取締役が参加します。

- **予算委員会**

予算委員会は、事業の予算計画作成・実績数字の継続的なモニタリング、その結果についてのCEOへの報告・提案を行う権限を有しています。予算委員会は、現在CEO、COO及びCFOによって構成されており、CEOが委員の選任を行います。

3. 委員会設置会社形態を採用している理由

当社グループは、株式・証券取引関連の情報を取り扱う事業を主たる事業としているため、常に全従業員と役員が、関連する多様な法令及び規則を遵守することが求められ、今後も予想される業容拡大や各事業拠点での法制度の変化に着実に対応しながら

ら、強固な内部統制・コンプライアンス体制の維持・強化を図る必要があります。その具体的な取り組みとして、2005年度以降、内部管理体制の強化を目的として「社内規程集」の大幅な改定を行うとともに、コーポレート・ガバナンス強化のために監査委員会、報酬委員会及び指名委員会の3委員会を設置しました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

当社は外国会社であり、当社の株主総会は英国において開催され、英国会社法に従い、当社株式名簿に氏名が記載された登録株主のみが、定時総会において自ら議決権を行使することが認められています。日本における実質株主（当社の株主総会の基準日において株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）を通じて当社株式を保有する実質所有者に限ります。）は、JASDECに議決権の代理行使を指図し、JASDECが英国において開催される当社株主総会において当該指示に従って議決権を代理行使することによって、実質的に議決権を行使することができます。実質株主による議決権の代理行使の方法については、実質株主に対する「議決権代理行使指図書送付のお知らせ」の送付及び当社のウェブサイトでの説明を行なうとともに、JASDECと住友信託銀行株式会社（株式事務代行機関）、又は各幹事証券会社と密接な連絡をとり、実質株主からの質問などに機動的に対応できるような態勢をとっています。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	通期・中間決算発表後（2月と8月(予定)）にアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催する予定です。
日本の実質株主向けに株主総会説明会を開催	あり	英国における株主総会の当日もしくは翌日に、日本において実質株主向けに当社の業務内容、業績予想、中期計画などの説明を行う予定です。
IR資料のホームページ掲載	—	http://www.japaninvest.co.jp にIR情報（日本語）を掲載
IRに関する担当者の設置	—	日本人のIR担当者を設置
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

当社グループにおいては、株主価値の最大化・企業利益の最大化を目指すだけでなく、グループ全体における法令遵守体制の強化、適切な雇用条件の確保・維持、及び従業員や取引先への適正な対価の支払い等を実施していくことにより、社会・株主を含むステークホルダーから広く評価や信頼を獲得することに十分に配慮した企業経営を行うことに努めています。

例えば、ロンドン・東京・ニューヨーク・香港の4拠点で事業を展開する企業として、性別・年齢・国籍にかかわらず多様な人材を登用し、従業員が働きやすく、個々のモチベーションが高まるような労働環境や制度をつくることによって、それが最終的に優秀な人材を確保し維持することにもつながると考えています。また、従業員のパートナーへの登用を通して、できるだけ多くの従業員の意見や提言が企業経営において反映されるよう組織運営を図っており、これは当社グループ設立以来の基本的な方針であります。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役会は、当社グループの内部統制システムを維持し、その有効性を検証する責任を負います。これらの責任の一環として、内部監査担当者がCEOにより指名、選任されています。この内部監査担当者は、当社グループの内部の健全性、コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関連する問題を検討、評価する責任を負い、最終的に必要な改善策を講ずる責任者となるCEO及び監査委員会に直接報告を行います。内部監査担当者は、毎年2回以上(※1)「内部監査報告書」を作成します。

※1 2009年度においては、内部監査担当者の退職及び新任の内部監査担当者の指名等の事情により、年1回実施いたしました。

添付の参考資料「模式図」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特に実施しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

当社では、英国上場企業のベスト・プラクティスの基本となる統合規範(The Combined Code on Corporate Governance)を適用し、コーポレート・ガバナンスのシステムを構築

しています。特に内部統制に関しては、英国上場企業の内部統制のベスト・プラクティスを示したものとされる、ターンブル・ガイダンス（Turnbull Guidance on Internal Control（Institute of Chartered Accountants in England & Wales））を適用しています。これは、取締役会が強固なリスク・マネジメントを確立するために適切な内部統制システムを構築し、その一層の効率化を図るための企業経営者向けのガイダンスです。当社ではこのガイダンスの内容を経営システムとコーポレート・ガバナンス・システムに取り入れ、内部統制の構築・維持を行っています。

【参考資料：模式図】

